

## 親権・監護権に関するカリフォルニア州（米）法令の調査報告書

### 概説

福岡大学法科大学院 小川富之

大分大学経済学部 藤村賢訓

### カリフォルニア州法の概要

太平洋に面し、アメリカ西海岸の大部分を占める州で、州都はサクラメントである。元々多くの原住民が暮らしていたところをスペイン人が開拓をはじめ、スペインの領土となり、1821年にメキシコがスペインから独立したことでメキシコ領となり、1846年の米墨戦争で勝利したアメリカの領土となり、1850年に合衆国の31番目の州になった。

アメリカ合衆国の中では、ニューヨーク州とカリフォルニア州で州法の体系化が進んだことから、この二つの州の法制度がアメリカ合衆国の多くの州で参考にされることとなった。太平洋を挟んで隣にあり、日本人移民も多くいることから、日本にとって大変身近な州で、色々な意味で繋がりも強く、カリフォルニア州の法制度にも関心が高く、アメリカの家族法といった場合にはカリフォルニア州が意識されることが多いようである。

日本では、一般に「英米法」という表現が使われ、イギリスやアメリカなどは「コモン・ロー」の国であるとされる。「アメリカ法」といった場合には、かつてイギリスの植民地であったところについては、12世紀以来イギリスで蓄積されてきた判例法が参照されており、18世紀末のアメリカ独立後も基本的には植民地時代からのイギリス法、つまりコモン・ローを継受しているといえる。

周知のとおり、アメリカ合衆国には、州法（state law）と連邦法（federal law）の二つの法体系が併存している。歴史的には、13あったイギリスの植民地がそれぞれの権限を残しながら州になり、それらが統合して連邦国家を形成した経緯から、州法と連邦法の二元的な法体系となっているわけである。したがって、州法で規定する領域は各州で異なるものとなっている。独立当初のこれら13州はイギリス法を継受していることから、基本的にはコモン・ロー体系という共通性があるが、アメリカ合衆国は50の州から構成されており、歴史的経緯から、このような共通性から外れる州も存在する。カリフォルニア州、テキサス州およびアリゾナ州の一部は、メキシコとの戦争に勝利することで割譲を受けた領土であり、もともとスペイン法が長期にわたり適用されていたという背景があり、その影響は現在でも残っているとされている。しかしながら、ここで扱うカリフォルニア州の親権・監護権に関する法制度にはその影響は少ないように思われる。

### 親権・監護・後見の概要

カリフォルニア州では、独立した家族法典（FAMILY CODE - FAM）があり、全20編で構成されている。家族法典の構成は次のとおりである。

カリフォルニア州 家族法 (FAM) の全体構成

FAMILY CODE (FAM)

DIVISION 1. PRELIMINARY PROVISIONS AND DEFINITIONS [1 - 185]

DIVISION 2. GENERAL PROVISIONS [200 - 295]

DIVISION 2.5. DOMESTIC PARTNER REGISTRATION [297 - 299.6]

DIVISION 3. MARRIAGE [300 - 536]

DIVISION 4. RIGHTS AND OBLIGATIONS DURING MARRIAGE [700 - 1620]

DIVISION 5. CONCILIATION PROCEEDINGS [1800 - 1852]

DIVISION 6. NULLITY, DISSOLUTION, AND LEGAL SEPARATION [2000 - 2452]

DIVISION 7. DIVISION OF PROPERTY [2500 - 2660]

DIVISION 8. CUSTODY OF CHILDREN [3000 - 3465]

DIVISION 9. SUPPORT [3500 - 5700.905]

DIVISION 10. PREVENTION OF DOMESTIC VIOLENCE [6200 - 6460]

DIVISION 11. MINORS [6500 - 7143]

DIVISION 12. PARENT AND CHILD RELATIONSHIP [7500 - 7961]

DIVISION 13. ADOPTION [8500 - 9340]

DIVISION 14. FAMILY LAW FACILITATOR ACT [10000 - 10015]

DIVISION 17. SUPPORT SERVICES [17000 - 17804]

DIVISION 20. PILOT PROJECTS [20000 - 20043]

\*カリフォルニア州家族法典に関しては編 (DIVISION)、章 (PART) および節 (CHAPTER) の構成で訳語をあてている。

離別後の子の成育に関する親の監護 (権) については第 8 編「子の監護 (CUSTODY OF CHILDREN)」の中で、第 3000 条から第 3465 条で規定されている。同編第 1 章「定義及び総則 (DEFINITIONS AND GENERAL PROVISIONS)」では、まず冒頭の第 3000 条 (定義の適用) で、規定又は文脈から別途必要とされない限り、本節における定義が本篇での解釈を決定するとされ、これに続く第 3002 条 (共同監護) は、「共同監護」は、共同身上監護及び共同法的監護を意味することを明記している。第 3003 条 (共同法的監護) では、「共同法的監護」は、両親が共に子の健康、教育及び福祉に関する決定を行う権利及び責任を分担することを意味するとされ、第 3004 条 (共同身上監護) では、「共同身上監護」は、両親のそれぞれが身上監護を相当な期間にわたり有することを意味するとされ、共同身上監護は、第 3011 条及び第 3020 条の規定に従って、子に両方の親との頻繁かつ継続的なコンタクト (接触・contact) を保証するような態様で両親によって分担されると規定されている。

カリフォルニア州では、特に監護 (custody) 自体についての定義はないが、第 3002 条 (共同監護) から第 3007 条 (単独身上監護) で、監護が法的監護 (legal custody) と身上監護 (physical custody) に分けられ、これらについて共同 (joint) と単独 (sole) があることが規定されている。「共同監護」といった場合には「共同法的監護」及び「共同身上監護」を意味すると規定されている (第 3002 条 [共同監護])。法的監護とは、子の健康、教育及び福祉に関する決定を行う権利及び責任を、身上監護とは、第 3011 条 (子の最善の利益を決定する際に考慮される事項) 及び第 3020 条 (立法府による認定及び宣言) の規定に従って、子に両方の親との頻繁かつ継続的なコンタクト (接触・contact) を保証するような態様で、子が親と共に暮らし、その監督に服すことを意味する。共同身上監護は両親がこれを分担し、単独身上監護は両親のいずれか一方がこれを行うことになるが、単独身上監護の場合であっても、裁判所が面会交流を命じた場合にはこれに従わなければならない。

### 改正状況

2013 年以降の改正で、大きなものとしては第 3020 条で性別多様性に関する宣言的規定を設けるとともに、14 歳以下の子による裁判所に対する意見表明の保障や、法律婚以外の国内パートナシップも成年擬制の対象にするなどの改定がある。また、当該改正条文を引用するいくつかの条文内において引用条文番号が変更となっているものがある。第 3020 条では、第(c)項で where を when に置き換え、第(d) 項で、性の多様性についての宣言規定が追加された。第 3027.5 条では新たに条文が追加され、性的虐待への対応について明記された。それら以外にもいくつか改正があるが、条文訳の中で取り上げている。

2020 年 3 月 13 日 (金) 提出